

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年7月29日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「電話や投書などによる県民等からの苦情の内容及び当該苦情に関する処理結果（未決事案を含む。）を明らかにする文書（対象範囲は、広島県庁に対する平成14年度以降すべての事案）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

これに対し、実施機関は条例第6条第1項第2号に掲げる「開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項」が十分記載されていないとして、平成15年8月8日付けで開示請求書の補正を求めたところ、次のとおり補正された。

(1) 「県民等からの苦情」について

ア 法令等の規定により県が処理を行うこととされている苦情（消費生活相談、公害苦情相談等）は開示請求の対象としていない。

イ 県の広聴事務を所掌する行政情報室において受け付けた県政に対する意見等のうち、苦情と考えられるものは、開示請求の対象とする。

ウ 事業者、消費生活、社会情勢全般に関する苦情など、県以外のものを当事者とする苦情は、開示請求の対象としない。

(2) 「苦情事案の類型」について

ア 県職員の窓口対応に関し、不快であった旨の電話や投書があった事案は、開示請求の対象とする。

イ 県の行政処分（公権力の行使に当たる事実上の行為又は不作為を含む。）に関し、不服があるとして電話や投書があった事案は開示請求の対象とする。

(3) 「苦情の対象とした事務事業の内容又は担当部署」について

ア 広島県東広島地域事務所建設局竹原支局が行う事務事業に対する苦情事案を開示請求の対象とする。

イ 土木建築部河川砂防総室が行う事務事業に対する苦情事案を開示請求の対象とする。

ウ 総務企画部のすべての担当室が行う事務事業（総務室が担当する外来駐車場の運営を含む。）に対する苦情事案を開示請求の対象とする。

エ 上記アからウまでに記載されていない部署は、原則として開示請求の対象から除く。なお、行政情報室が広聴事務として、上記アからウ以外の部署が行う事務事業等に対する苦情事案を受け付けた場合は、当該苦情事案も開示請求の対象とする。

2 請求に対する決定

本件請求に対し、実施機関は、1(3)で特定された担当部署ごとに本件請求の対象となる行政文書が存在した部署は行政文書開示決定又は部分開示決定を行い、それが存在しなかった部署は不存在を理由とする不開示決定を行った。

このうち、総務企画部秘書広報総室秘書室(以下「秘書室」という。)は、「電話や投書などによる県民等からの苦情の内容及び当該苦情に関する処理結果(未決事案を含む。)」を明らかにする文書(平成14年4月1日から平成15年7月29日までの事案)(以下「本件対象文書」という。)について、不存在であることを理由とする不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成15年9月30日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った決定のうち、秘書室が行った本件処分を不服として、平成15年11月4日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、全部開示の決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、秘書室が電話の応対をした、平成15年6月4日の電話による異議申立人からの苦情の申立ての事実を隠匿するものであり、不適法であることから、速やかに聞き取り内容を記録した文書を開示するよう要求する。

苦情の内容はすべて記録にとどめ、速やかに上司の査閲を経た上で、所掌する部署が責任をもって早急の解決に努め、処理の結果を報告するというマニュアルが確立されているというのが常識である。

このことから 秘書室が苦情の聞き取り票を作成していると考えるのが常識であり、開示すべき聞き取り票を隠匿しているとの疑義がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、おおむね次のとおりである。

広島県においては、行政事務の適正かつ能率的な遂行を図るため、広島県行政組織規則(昭和39年広島県規則第18号。以下「規則」という。)により、機関の設置、名称、位置、所管区域、内部組織及び所掌事務を定めている。

電話や投書などによる県民等からの苦情についても、規則に基づき、当該事案に関する行政事務を所掌する部署(以下「所掌部署」という。)が対処している。

秘書室の所掌事務は、知事及び副知事の秘書に関する事、行幸及び行啓等に

関すること、職員を除く叙勲、褒章及び表彰に関すること並びに儀式に関することであるため、秘書室への電話や投書などによる県民等からの苦情のほとんどは、他機関の所掌事務に関する事案である。

他機関の所掌事務に関する県民等からの苦情については、所掌部署による迅速かつ的確な対応を行うため、電話によるものは所掌部署への引継ぎ、口頭連絡又は所掌部署の紹介、投書などによるものは所掌部署への引継ぎにより対応している。

また、秘書室の所掌事務に関する県民等からの苦情については、事案はほとんどなく、開示請求の趣旨に該当する行政文書も作成又は保有していない。

以上の理由により、開示請求の趣旨に該当する行政文書は、作成又は取得していない。

なお、異議申立人は、異議申立書において、「平成15年6月4日の電話による苦情申立ての事実を隠匿するものである。」と述べているが、当該苦情は、総務企画部管理総室総務室（以下「総務室」という。）の所掌事務に関することであり、上記のとおり対応しているため、これについての聞取票等は作成していない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、特定の期間内に電話や投書などによる県民等からの苦情の内容等を明らかにする文書で、秘書室が保有するものすべてが対象となっている。

実施機関は、秘書室に寄せられた他部署の所掌事務に関する県民等からの苦情については、所掌部署による迅速かつ的確な対応を行うため、所掌部署への引継ぎ、所掌部署の紹介又は所掌部署への口頭連絡によって対応していると説明している。

こうした対応の際に、秘書室が聞取票等何らかの文書を作成しているかどうか問題となるが、他の部署の所掌する事務について逐一聞取票等を作成し、室内で供覧した後、事務を所掌する部署に伝えるよりも、速やかに口頭で所掌部署に伝える又は投書をそのまま所掌部署に回付する方が所掌部署における迅速かつ的確な対応に資するという実施機関の説明は不自然又は不合理とは言えない。

また、条例第2条の規定によると、開示請求の対象となる行政文書は「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とされており、秘書室の所掌事務か否かにかかわらず、例えば担当者が聞取りのメモ等を個人の備忘録として保存しているにすぎないような場合には、当該メモ等は本件対象文書とは言えない。

次に、異議申立人は本件処分が不適法である理由として、同人が平成15年6月4日に秘書室に申し立てた苦情（以下「本件苦情」という。）の記録が存在するはずであると主張しているため、本件苦情の記録について検討する。

異議申立人によれば、本件苦情の内容は、「異議申立人が外来者駐車場を利用する際、駐車整理票の運転者氏名欄に匿名と記入したところ、管理責任者である総務室長が駐車場の利用を拒絶したことに起因する人権侵害を藤田県知事へ申し立てるもの」である。

この苦情の内容は秘書室の所掌する事務に関するものではないことは明らかであることから、秘書室は所掌部署である総務室に伝えることによって対応したというも理解できるところであり、上記のとおり、秘書室から総務室に引き継いだ際の文書が存在しないという実施機関の説明が不合理とは言えない。

したがって、本件苦情について記録した文書が存在すると認めるに足りる事情は存在せず、このことから本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15 . 12 . 18	・ 諮問を受けた。
15 . 12 . 25	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16 . 1 . 29	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
16 . 2 . 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16 . 3 . 15	・ 異議申立人から意見書を收受した。
16 . 3 . 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
18 . 10 . 20 (平成 18 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 11 . 29 (平成 18 年度第 7 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
神 谷 遊	広島大学大学院法務研究科教授
真 田 文 人	弁護士
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授